

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センターの使用料の額を改定するため、名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和8年2月6日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

記

1 改正理由・内容

講堂、講堂控室、研修室（分館を除きます。）及び展示ホールについて、名古屋市教育センターの事業を妨げない限度において、教育及び市民文化の向上のため使用させる場合の使用料の額を改定するものです。

2 施行期日等

- (1) 令和8年10月1日から施行します。
- (2) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

3 条例案

別紙のとおり



令和8年第 号議案

名古屋市教育センター条例の一部改正について

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市教育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市教育センター条例（昭和56年名古屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 35,000円 | 40,000円 | 75,000円 | 35,000円 | 75,000円 | 110,000円 |
| 1,300円 | 1,500円 | 2,800円 | 1,300円 | 2,800円 | 4,100円 |
| 800円 | 900円 | 1,700円 | | | |
| 1,600円 | 1,800円 | 3,400円 | | | |
| | | 7,800円 | | | |
| | | 4,600円 | | | |

を

」

「

| | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|----------|----------|
| 52,500円 | 60,000円 | 112,500円 | 52,500円 | 112,500円 | 165,000円 |
|---------|---------|----------|---------|----------|----------|

| | | | | | |
|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 1,900円 | 2,200円 | 4,100円 | 1,900円 | 4,100円 | 6,000円 |
| 1,200円 | 1,300円 | 2,500円 | | | |
| 2,400円 | 2,700円 | 5,100円 | | | |
| | | 11,700円 | | | |
| | | 6,900円 | | | |

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市教育センターの使用料の額を改定する必要があるによる。